

### 第3節 タイ (Thailand)

堀田泰司

#### 1. タイの国と高等教育制度の現状

タイの高等教育制度については、すでにアルトバック (2006) 「アジアの高等教育改革」やユネスコ、そしてタイ政府による資料にその概要が詳細に説明されているので、本稿では、若干、重複する部分もあるが、近年の動きだけについて言及したい<sup>1)</sup>。タイの高等教育にとって、近年、大きな変化となったのは、やはり 2003 年にそれまでの大学省 (Ministry of University Affairs) が教育省に吸収される形で統合したことであろう。この統合により高等教育局 (元大学省) は、その管轄下にこれまでの学士課程以上を持つ研究センターの大学だけでなく、準学士 (Diploma) 課程を提供してきた教員養成学校であるラジャパット系や、科学・技術高等専門教育を提供するラジャマンガラ系の教育機関を新たに持つことにより、それらの教育機関に学士課程のプログラムを設置し、学士課程以上を持つ他の大学と共に統括するための高等教育制度の法的整備が必要となった (Yamnoon, 2008)。さらに、現在は、まだ教育省が直接管理しているアメリカのコミュニティー・カレッジ型の教育機関も新たに設置され、近い将来高等教育局の傘下に加わる予定であるため、専修学校教育とも連携したより包括的な高等教育体制の構築が今後必要となってくる。

こうした高等教育全体の構造改革を行った背景には、1999 年に公布された国家教育令 (National Education Act) がある。それは、多くの高等教育機関において、以下の改革を推進した。

1. タイの高等教育は、準学士課程の専門大学と学士課程以上を持つ大学の 2 層化された体制を持つことになった。
2. すべての高等教育は、高水準の教育を提供し、社会に貢献する研究能力を持つ機関になることを求められた。
3. 国立大学は法人化の選択権を持った。
4. 政府機関、地域行政団体、民間団体は、社会のニーズに応じて独自の高等教育機関を設置することができるようになった。
5. 大学省は、教育省傘下の高等教育局になり、教育省管轄下の高等教育機関も全て高等教育局の管理下に置かれた。(Yamnoon, 2008, p.2)

これによって、40 のラジャパット系教員養成機関並びに 9 つのラジャマンガラ系科学技術専門大学は、学部数も増やし、学士課程以上を持つ大学に昇格、さらに地方の技術学校と看護学校が統合し、新たに 2 つの地方大学が設立された。

そして、2008 年現在は、以下の高等教育機関が存在する。

2008 年度現在のタイの高等教育機関数

国立大学	全体	78 校
(内訳)	法人化された大学	13 校
	法人化されていない大学	15 校
	ラジャパット系大学	40 校
	ラジャマンガラ系技術大学	9 校
	プサムワン技術大学	1 校
私立大学	全体	68 校
(内訳)	大学	34 校
	学院 (institutions)	5 校
	カレッジ (Colleges)	29 校

出典：(Yamnoon, 2008, p.3)

2008 年度には、合計 165 校の高等教育機関が存在する。これは、ラジャパット系やラジャマンガラ系高等教育機関がまだ大学省の管轄下ではなかった、2002 年時点の 78 機関（国立 24 校、私立 54 校）と比較しても、著しい成長であり、近年のタイの高等教育が、大衆化を目指していることが分かる。

また、2007 年には、高等教育局は 2008 年から 2022 年までの「第 2 期 15 年開発計画」を発表し、以下の 9 つの現状と課題について対応していこうという姿勢を示している。

- (1) 初等、中等教育並びに、職業訓練学校と大学のアーティキュレーションの問題
- (2) 既存の高等教育制度改革
- (3) 高等教育機関の経営と運営能力の向上
- (4) 国家の国際的競争力向上にむけた大学機関の役割
- (5) 高等教育財政管理の問題
- (6) 高等教育機関の職員の FD
- (7) 高等教育機関間の連携ネットワークの構築
- (8) タイ南部地域の高等教育開発計画
- (9) 高等教育機関における学習環境（施設と設備）の拡大と向上

そして、特に 2008 年以降、高等教育局では教育の質保証の向上を意識し、教育機関の設置の認可だけでなく、全ての教育機関の教育プログラムを定期的に認証・評価するシステムを構築し、質の悪い教育機関、プログラム、カリキュラムの改善並びに廃止を促していく方針である。今後は、高等教育機関を (1) コミュニティー・カレッジ、(2) リベラル・アーツ系大学、(3) 単科・総合大学、(4) 研究・大学院教育中心の大学、の 4 つのカテゴリーに分類し、以下の通り、異なる評価基準に基づき、認証評価していく計画である。

タイ高等教育の4つのカテゴリー分類表

高等教育機関	学位	博士号取得教員の割合	専攻分野の比率 (科学：社会科学)	国家開発の ミッション	卒業生の タイプ	教育を提供する 地理的範囲
コミュニティー・カレッジ	準学士	10%	20 : 80	地域のコミュニティーの強化と持続可能な発展への貢献	地域の製造業への人材供給	地方の市町村
リベラル・アート系大学	学士 修士	50%	40 : 60	地域行政・ビジネスの発展への貢献	地域産業を活性化できる人材養成	地方都市
単科・総合大学	学士 修士 博士	70%	60 : 40	製造業の発展への貢献	知的・潜在能力の高い人材養成	大都市
研究・大学院教育中心の大学	学士 修士 博士 ポスト・ドクター	100%	90 : 10	産業の国際競争力の発展への貢献	世界的に影響力を持つ優秀な人材	大都市・小都市

出典：(Yamnoon, 2008, p.5)

## 2. 単位制度に関する規定の概要

タイ政府は、高等教育機関の単位制度について、様々な設置基準を定めている。まず、「学士課程教育の設置基準」(2005年2月21日改定)<sup>2</sup>の第5条では、2学期制の場合1学期の授業期間を最低15週間と定め、3学期制の場合は最低12週間、さらに4学期制の場合は10週間と定めている。そして第6条では、以下の通り1単位の学習時間数について認定基準を設けている。

- (1) 6.1項「理論的な科目は、2学期制の場合、1学期に最低15時間の講義とディスカッションをもって1単位相当の学習量と見なす。」
- (2) 6.2項「実習型の科目では、2学期制の場合、1学期に最低30時間の実習、または、実験を行うことで、1単位相当の学習量と見なす。」
- (3) 6.3項「野外実習並びに実務研修科目は、2学期制の場合、1学期に最低45時間の実習・研修時間をもって1単位相当の学習量と見なす。」
- (4) 6.4項「プロジェクトやその他の学習活動は、2学期制の場合、1学期に最低45時間の学習活動を行うことで1単位相当の学習量と見なす。」

そして、さらに学士号取得要件として、第7条で取得単位数について以下のように定めている。

- (1) 7.1項「4年制の学士課程プログラムでは、最低120単位を取得しなければならない。そして、正規学生(full-time student)は最長8年以内、科目等履修学生(part-time student)は、最長12年以内に単位取得を完了しなければならない。」
- (2) 7.2項「5年制の学士課程プログラムでは、最低150単位を取得しなければならない。そして、正規学生(full-time student)は最長10年以内、科目等履修学生(part-time student)は最長15年以内に単位取得を完了しなければならない。」

- (3) 7.3 項「6年制の学士課程プログラムでは、最低 180 単位を取得しなければならない。そして、正規学生 (full-time student) は最長 12 年以内、科目等履修学生 (part-time student) は最長 18 年以内に単位取得を完了しなければならない。」
- (4) 7.4 項「準学士課程または、同等レベルの上級職業訓練課程を修了し進学する者は、最低 72 単位を取得しなければならない。そして、正規学生 (full-time student) は最長 4 年以内、科目等履修生 (part-time student) は最長 6 年以内に単位取得を完了しなければならない。」

そして、学士課程で履修する科目における種類別の取得単位数の規定も第 8 条に明記されている。第 8 条によると学生課程の教育プログラムは、一般教養科目、専門科目、選択科目の 3 つのタイプの科目に分けられ、一般教養科目は最低 30 単位取得しなければならない。そして専門科目は、(1) 4 年制では最低 84 単位、(2) 5 年制では 114 単位、(3) 6 年制では 144 単位、(4) 準学士相当の教育課程修了者は 42 単位取得しなければならない。最後に選択科目は、最低 6 単位の取得が条件付けられている。

単位制度については、さらに 1 学期の単位取得制限についても規定を設けている。第 11 条では、正規学生の身分を保障するためには、1 学期に最低 9 単位、最大 22 単位を取得することを要求しており、科目等履修生では、9 単位を 1 学期に履修可能な科目数の上限と定めている。

さらに、学士課程を正規学生として修了するためには、最低 6 学期は正規学生として在籍しなければならない、科目等履修生として卒業するためには、14 学期間、科目等履修生として在籍しなければならない。

大学院の基準に関しては、「大学院プログラム設置基準」(2005 年 2 月 21 日改定)<sup>3</sup>において、学期中の授業期間、1 単位の学習時間数等、規定を定めているが、それは学士課程と全く同じである。しかし卒業に必要な単位数では、学士課程とは異なる規定を以下の通り、第 7 条に設けている。

- (1) 7.1 項「準修士課程または、同レベルの教育課程を卒業するためには、最低 24 単位を取得しなければならない。」
- (2) 7.2 項「修士課程プログラムを修了するためには、最低 36 単位を取得しなければならない。ただし、その単位取得はいくつかのコースに分かれている。
- (ア) 学習計画 A の 1: 修士号論文の執筆と口述試験に合格することにより、36 単位を取得する修士課程。
- (イ) 学習計画 A の 2: 修士号論文の執筆並びに口述試験合格をもって最低 12 単位取得し、さらに科目履修によって、最低 12 単位を取得することを要件とする修士課程。
- (ウ) 学習計画 B: コースワークで最低 36 単位取得し、さらに 3-6 単位の個人研究科目を修了することにより卒業できる修士課程。
- (3) 7.3 項「博士課程プログラムを修了するためには、以下の通り 2 つのタイプのコースがある。
- (ア) タイプ A は、博士号論文の作成を重視した博士課程プログラムであり、このタイプには、さらに 2 つのパターンがある。

- (イ) タイプ A の 1 : 修士号を取得し、最低 48 単位相当分の博士号論文を作成する博士課程。
- (ウ) タイプ A の 2 : 学士課程を修了し、最低 72 時間相当の博士号論文を作成する博士課程。
- (エ) タイプ 2 は、科目履修と研究成果を重要視した博士課程プログラムであり、さらに 2 つのパターンがある。
- (オ) タイプ B の 1 : 修士号を取得し、最低 36 単位の博士号論文相当の研究成果を作成する博士課程。
- (カ) タイプ B の 2 : 学士課程を修了し、最低 48 時間の博士号論文相当の研究成果を作成する博士課程。

また卒業の修了要件として、第 12 条では、2 学期制の場合、1 学期に 15 単位を取得単位数の上限とし、さらに準修士課程では、3 学期を在籍期間の上限とし、修士課程では 5 学期を在籍期間の上限と定めている。さらに博士課程では、学士号取得学生の場合は最大 8 学期、そして修士号取得学生は 6 学期を在籍期間の上限と定めている。以上が、学士課程並びに修士・博士課程の教育プログラムにおける単位制度の概要である。

### 3. 成績評価制度に関する規定の概要

成績に関する規定は、成績評価の表記の仕方に規定はないものの、大学の成績評価における GPA の使用については基準を設け、「学士課程教育の設置基準」の第 12 条で、卒業要件として、すべての学生は GPA で 4 点満点中、最低 2.0 以上なければ学士課程を修了できない、と定めている。また「大学院プログラム設置基準」では、第 13 条において、卒業要件として、準修士課程は、最終的な GPA が 4 点満点中 3.0 以上あれば学位が取得できるとしている。修士課程でも、3.0 以上の GPA と、さらに修士号論文から一部抜粋し、学会誌または専門雑誌で発表することを条件としている。そして博士課程では、専攻分野ごとに指定されている外国語試験（最低 1 言語）に合格し、科目履修は、最終的な成績が GPA3.0 以上、そして卒業前に博士号論文に関連した最低でも査読付き論文を 1 篇、出版しなければならないと定めている。

こうした国家レベルで詳細を定めた規定は、1999 年の大掛かりな教育改革によるタイ全土における高等教育の大衆化の促進と、その質を何らかの形で保証しようとする努力が表れたものと見るができる。

また、法的に統一した成績表の定めはないが、UNESCO (2003) には、一般的な成績評価表として、以下の表が掲載されている。

タイの一般的な成績評価表

評定		GPA
A	Excellent	4.00
B <sup>+</sup>	Very Good	3.50
B	Good	3.00

C <sup>+</sup>	Fairly Good	2.50
C	Fair	2.00
D <sup>+</sup>	Poor	1.50
D	Very Poor	1.00
F	Failure	-
I	Incomplete	-
W	Withdrawn	-
WF	Withdrawn due to Failure	-
AU	Audit	-

出典：(Bovornsiri, 2003, p. 280)

以上が、成績に関する法的な規定並びに GPA が反映された一般的な成績評価のつけ方である。また、成績の相対的評価や絶対的評価の扱いについては、政府の規定には何も明記されたものはなかった。大学訪問調査によると、多くは絶対的評価を採用しているものの、大学によっては、先生の成績がオンライン上で自動的に分布図として表示され、「相対的評価」的なデータに基づいて成績を決定することができる環境もあるようだ。また、成績の評価の仕方については、多くの大学では、学科長またはプログラムリーダー等が、試験や成績をベースに、その学科またはプログラムの教員の成績評価の仕方を見て、必要な場合は適宜、教員と話し合う体制があるようだ。

#### 4. 学生交流等の単位互換に関する規定の概要

タイでは、単位互換に関する規定も明確化されている。それは、いろいろなタイプの高等教育機関がある国内の学生の流動性を保証するためのものである。近年、改定された「公教育制度の（高等教育レベルの）学位プログラムへ単位互換をするための規定」（2003年9月29日公布）では、以下の通り細部に渡る規定が設けられている。

第2条（高等教育機関の単位互換に関する条件）の2.1項（公的な高等教育機関間の単位互換について）

[学士課程]

- (1) (省略)
- (2) 単位互換する科目は、科目の内容が最低4分の3以上、同等であること。
- (3) 単位互換を申請する科目の授業評価が最低「C」（GPAポイント2.0）以上であること。
- (4) 単位互換数がそれを認定する教育プログラムの卒業単位数の4分の3以下であること。
- (5) 単位互換された科目の成績は、GPAの換算に含まれないこと。
- (6) 単位互換を認定する教育機関に、学生は1年以上在籍すること。

また、大学院レベルでの単位互換に関しては、ほぼ上記の規定と同様であるが、(3)では、「B」または、GPA ポイント 3.0 以上（学士課程は、2.0 以上）と規定し、さらに(4)では、3 分の 1 以下（学士課程では 4 分の 3）の卒業単位数は単位互換が可能であると定めている。この条項では、さらにノンフォーマルやインフォーマルな教育機関からの単位互換についても規定を定めているが、ここでは省略する。

また、同様の条件が「単位互換に関するグッド・プラクティス（GP）のガイドライン」（2003 年 9 月 29 日公布）にも記載されているが、上記条件に加え、さらに大学院レベルでの単位互換に関しては、第 2 条、2.3 項、セクション A の (7) で、「単位互換を希望する学生は、申請時に認定を受ける大学において、正規学生として、最低でも 12 単位の科目履修をしていなければならない。」という規定がさらに加えられている。

## 5. タイの高等教育プログラムの質を保証する認証システムの概要

これまで、タイの高等教育は、社会のニーズには応えず、自らを成長させる努力を怠っていたという批判があった（アルトバック，2008）。しかしそうした批判に対し、1999 年には国家教育法によって、教育の水準と質の保証を認定評価する教育評価・認証局（Office of Educational Standards and Evaluation）が設置された。そして 2000—2006 年には、評価基準について多くの法改正が行われ、2003 年には私立大学の質も均等化することを目的に、「私立高等教育機関令」（Private Higher Education Institution Act）が公布された。これによって、全ての私立大学も国立大学と同等の認証・評価システムに参加しなければならず、設置時だけでなく、通常実施している教育の中身も 5 年ごとに監査されることになった（Yamnoon, 2008）。そして 2006 年には、「タイ高等教育資格フレームワーク」（National Qualification Framework for Higher Education in Thailand）が発表され、タイの高等教育全般に一定の基準を設けた。

**自己点検評価活動：**タイの高等教育の質を保証するために、いくつかの法規制が設けられている。タイの高等教育の質については、「学士課程教育の設置基準」では、第 14 条において、各高等教育機関で教育プログラムごとの質を保証するシステムを構築することが義務付けられている。そして、(1) プログラムの運営、(2) 教員の質、(3) 学生支援体制、(4) 卒業生の社会に対する貢献度等、について独自に評価し、情報を公開することを促している。また第 15 条では、全ての教育プログラムに 5 年おきの自己点検評価活動を義務付けた。そして「大学院プログラム設置基準」では、第 15 条に同様の規定を設けているが、評価項目として (2) に教員の質ではなく、教育・研究に関する Resource（設備、施設、教員の研究能力等）について評価し、対外的に情報公開するよう指導している。

**教員の資格管理：**また、教員の質を保証するために、「学士課程教育の設置基準」の第 9 条では、教育プログラムごとの教員の定数と資格について規定している。各プログラムは最低 5 名の正規教員を雇用し、5 名の内 2 名以上は、修士号以上の学位を取得した者でな

なければならないと規定している。さらに「大学院プログラム設置基準」では、第9条において、修士課程の各プログラムは最低3名の常勤教員を雇用し、その全ての教員が博士号、またはそれに準ずる資格を有し、所属機関での職階が准教授以上であること、と定めている。そして博士課程については、各プログラムは最低3名の博士号、またはそれに準じた資格を有している教授レベルの教員を常勤教員として配属しなければならない、としている。加えて、教員の採用並びに様々な職務に対する資格に関しては、「高等教育プログラム運営に関する基準」（2005年5月20日公布）で詳細に渡る規定が定められているが、本報告書では、詳細に渡りすぎるため、その部分は割愛する。

**教育プログラムの資格フレームワーク**：2006年11月には、国家資格フレームワーク（National Qualification Framework）が発表され、タイの高等教育制度全体の教育の質を管理する体制が構築された。この資格フレームワークでは、高等教育の学位ごとに6つの『レベル』を設けた。

- レベル1 準学士課程
- レベル2 学士課程
- レベル3 準修士課程
- レベル4 修士課程
- レベル5 準博士課程
- レベル6 博士課程

しかし、このレベルは、それぞれのレベルを修了したら次のレベルに自動的に進学できるものではない。進学は、あくまでも学生の成績やその他の資格条件によって決定される。国家資格フレームワークでは、レベルごとに様々な視点から標準値が設けられた。まず、単位と学習成果（Learning Outcomes）については、以下の表で明らかにされている。表に記載されている単位数は、そのレベルの学位を取得する際に必要な単位数を表している。また学習成果は、5つの指標に基づいてその達成目標が表記されている。5つの指標は、(1) 道徳心（Ethical and moral development）、(2) 専門知識（Knowledge）、(3) 判断力・理解力（Cognitive skill）、(4) 対人関係の維持管理能力・責任感（Interpersonal skill and responsibility）、(5) 分析能力・コミュニケーション能力（Analytical and communication skills）である。そして、これらの学習成果は、全ての分野において測定されなければならない。



以下の表は、各レベルの必要単位数並びに5つの学習成果達成度を示している。

資格フレームワークのレベルごとの単位と学習成果の領域

レベル	最低限必要単位	学習成果の領域				
		道徳心	専門知識	判断力・理解力	対人関係の維持 管理能力・責任感	分析能力・コミュニケーション能力
1. 準学士	90 単位	XX	XX	XX	XX	XX
2. 学士	120 単位 150 単位 180 単位	XXX	XXX	XXX	XXX	XXX
3. 準修士	学士号+24 単位		XXXX	XXXX	XXXX	XXXX
4. 修士	学士号+36 単位	XXXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX	XXXXX
5. 準博士	修士号+24 単位		XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX	XXXXXX
6. 博士	修士号+48 或いは 学士号+72 単位		XXXXXXX	XXXXXXX	XXXXXXX	XXXXXXX

出典：“National Qualification Framework for Higher Education in Thailand” p. 6

次に、各レベルの教育課程修了時に授与される学位についても、2つの視点から基準が設けられている。1つは学術的な学位のタイプであり、2つ目は雇用者が卒業生を採用する場合の判断基準に使うことができる、具体的な専門性を明らかにした学位の表記である。

資格フレームワークのレベルごとの学位名

レベル	学術的分野の学位	専門領域を明示した学位
入門レベル・基礎教育修了	高等教育の修了証明なし	高等教育の修了証明なし
1. 準学士	文系、理系、或いは文・理系ジョイントの準学士号	(専門分野名前) 準学士号
2. 学士	文系或いは理系学士号	(専門分野の名前、例：ビジネス、教育、工学) 学士号
3. 準修士	文系或いは理系準修士号	(専門分野の名前、例：ビジネス、教育、工学) 準修士号
4. 修士	文系或いは理系修士号	(専門分野の名前、例：ビジネス、教育、工学) 修士号
5. 準博士		(専門分野の名前) 準博士号
6. 博士	博士号 (Ph.D.)	(専門分野の名前、例：ビジネス、教育、工学) 博士号

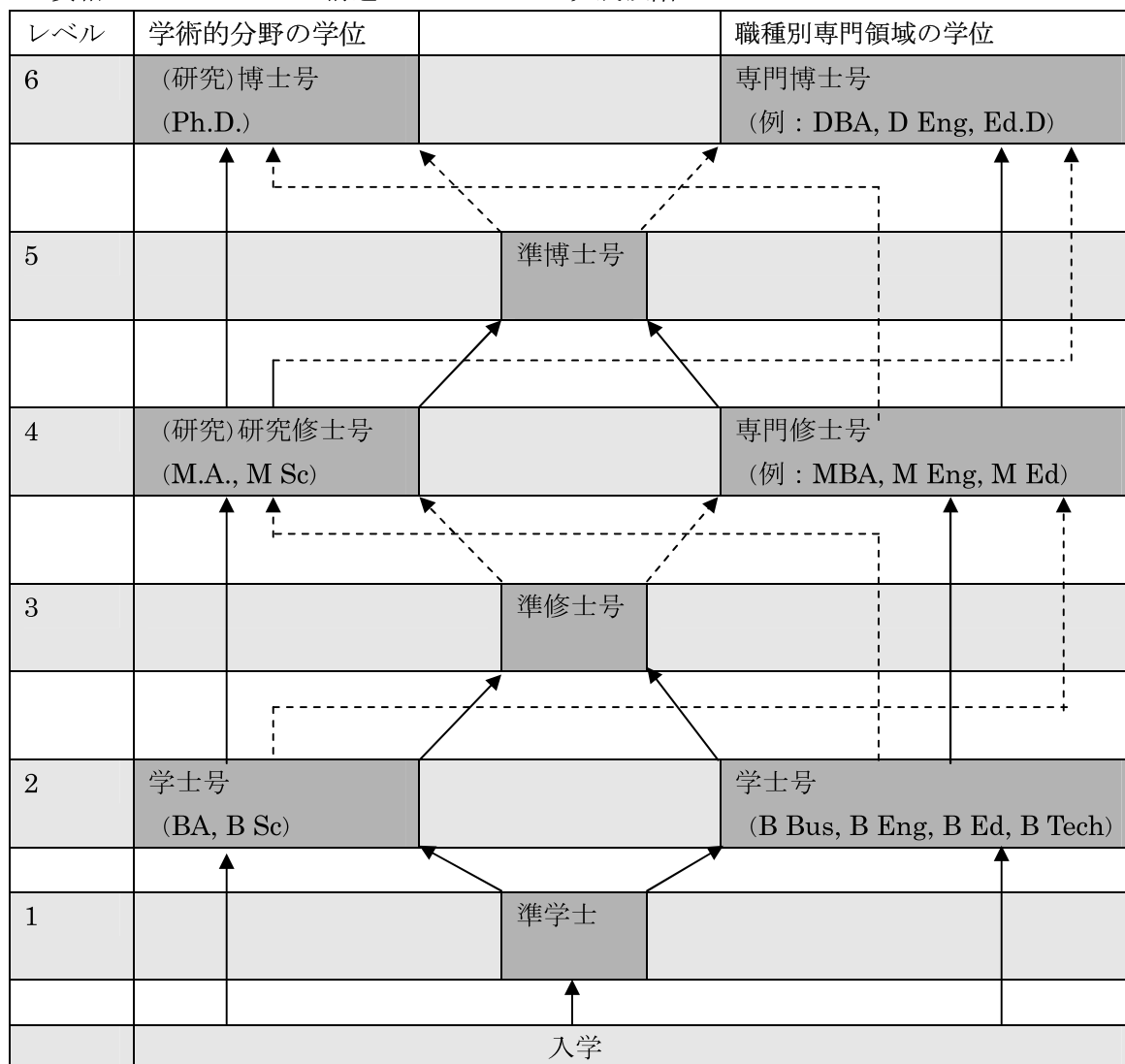
出典：CHE (2006) ”National Qualification Framework for Higher Education in Thailand” p. 7

学術的な学位は、研究者を目指し、学術論文の作成により大学院へと進学していく学生に対し授与するためのものであり、専門領域を明示した学位は、卒業後、専門性を使って就職を希望する卒業生に授与するための学位である。学術的な学位は、学生の学術論文の質によって授与した教育機関の質が評価されるので、教育機関は学生の論文指導をより厳密に行わなければならない。専門領域を明示した学位は、雇用者によって、卒業生の実際の業績に基づき評価されるので、教育機関は社会のニーズに合った教育カリキュラムを絶えず開発することが重要になってくる。しかし、この資格フレームワークの一番重要な役

割は、そうした学術的または専門職のための教育を、博士課程を頂点に体系化し、それぞれのレベルの学位では具体的にどこまでのことができ、また次のレベルに進学した場合は専門性がどこまで向上するか、といったことを社会に対し明確に説明している点である。

最後に、以下の図は、こうしたレベルごとの学位名と進学の流れを説明している。

資格フレームワークの構造とレベルごとの発展段階



出典：CHE (2006) "National Qualification Framework for Higher Education in Thailand" p. 8

上記の図表を見ても分かるように、タイの高等教育制度は、可能な限り多様な進学ルートを作り、学生のニーズや才能に基づき、いつでも異なったタイプの教育課程へ進学できるようにしているところが1つの特徴と言える。今回の報告書では説明していないが、実際には、インフォーマル教育やノンフォーマル教育からでも高等教育に進学できる機会を設けている。そういう意味では、生涯教育を念頭においた高等教育制度を構築していると言えるだろう。そして、それぞれタイプの異なる教育プログラムを1つの資格フレームワークに組み込んだことにより、各教育プログラムが体系化した教育制度の一部として明確化され、教育機関にとっても社会にとっても、どのレベルでは何が学べ、何ができるよう

になるのが明確になったという点で、この資格フレームワークを導入した価値はあったと言える。

以上が、タイ政府により 2006 年に発表された高等教育の資格フレームワークの概要である。尚、資格フレームワークに関する資料では、さらに各レベルの資格、教育内容、卒業後の期待される 6 つの分野の学習成果等について詳細に渡る説明がなされているが、紙面上の制約により本報告書には記載しない。

## まとめ

本報告書では、タイ政府の近年の高等教育改革による単位制度、成績評価システム、単位互換制度、そして高等教育制度の質保証に関する具体的な法規制やガイドラインについて説明した。近年タイ政府は、積極的に高等教育機関の設置基準等を充実させ、特に教育プログラム並びに具体的なカリキュラムの内容や質を明確化し、制度全体の信頼性を向上させる努力をしてきたことは明らかである。また、高等教育局に認証・評価局を設置し、5 年に 1 度の外部認証・評価活動も実施し、こうした資格フレームワークを実際に維持管理していこうとしている。その努力は、今後、発展するアジア諸国の高等教育全体の連携体制を構築する上でも、他国に対する 1 つのモデルとなるであろう。

## 参考文献：

- A. [タイ政府の高等教育に関する基準] (タイ高等教育局より 22 年 2 月 24 日に入手した非公式の英語訳版資料より)
- 1「学士課程教育の設置基準」(2005 年 2 月 21 日) : The Commission on Higher Education, Ministry of Education, Thailand [以下, CHE] (2005) “Announcement of the Ministry of Education on Standard Criteria of Undergraduate Programs B.E. 2548 (A.D. 2005)”, 5 頁.
  - 2「大学院プログラム設置基準」(2005 年 2 月 21 日) : CHE (2005), “Announcement of the Ministry of Education on Standard Criteria of Graduate Programs, B.E. 2548 (A.D. 2005)”, 7 頁.
  - 3「公教育制度の(高等教育レベルの)学位プログラムへ単位互換をするための規定」(2003 年 9 月 29 日) : Ministry of University Affairs [以下, MUA](2003) “Announcement of the Ministry of University Affairs on Criteria for Transfer of Study Credit at the Degree Level into the Formal Education System”, B.E.2545 (A.D. 2002)”, 4 頁.
  - 4「単位互換に関するグッド・プラクティス (GP) のガイドライン」(2003 年 9 月 29 日) : MUA (2003) “Announcement of the Ministry of University Affairs on Suggestions Concerning Good Practice Guidelines for Transfer of Study Credits at the Degree Level”, 3 頁.
  - 5「高等教育プログラム運営に関する基準」(2005 年 5 月 20 日) : CHE (2005), “Announcement of the Ministry of Education on Guidelines for Standard Criteria Management of Higher Education Programs, B.E. 2548 (A.D. 2005)”, 5 頁.
  - 6「私立高等教育機関令」(2003 年 10 月 13 日) : CHE (2003), Private Higher Education Institution Act, B.E. 2546 (2003), 45 頁.

7 「タイ高等教育資格フレームワーク」 (2006年11月): CHE (2006), National Qualification Framework for Higher Education in Thailand, 28頁.

B.

1. The Office of the Education Council, the Ministry of Education (2006) Education in Thailand: 2005-2006 (Bangkok: The Office of the Education Council), p. 188.
2. Bovornsiri, Varaporn. (2006) "Thailand" pp. 187-218 in UNESCO (2006) Higher Education in South-East Asia, (Bangkok: UNESCO Asia and Pacific Regional Bureau for Education).
3. Bovornsiri, Varaporn. (2003) "Thailand" pp. 271-285, in UNESCO (2003) Handbook on Diplomas, Degrees and Other Certificates in Higher Education in Asia and the Pacific (2<sup>nd</sup> edition), (Bangkok: UNESCO Asia and Pacific Regional Bureau for Education), p. 360.
4. アルトバック, P.G. 馬越徹編、北村友人監訳、(2006)「アジアの高等教育改革」(東京、玉川大学出版)、412頁。
5. Yamnoon, Sumate (2008), "Defining Roles of Different Higher Education Institutions: A Case from Thailand" (a speech at the conference on "Education for Development and Competitiveness: Challenges and Opportunities for Post-Basic Education in Asia," February 28-March 1, 2008), p. 6.

.

- 
- 1 アルトバック, P.G. 馬越徹編、北村友人監訳 (2006)「アジアの高等教育改革」(東京、玉川大学出版)が既に詳細にわたる概要を説明している。また英語では、The Office of the Education Council, the Ministry of Education (2006) Education in Thailand: 2005-2006 (Bangkok: The Office of the Education Council) 188 p.; Bovornsiri, V. (2006) "Thailand" pp. 187-218 in UNESCO (2006) Higher Education in South-East Asia, (Bangkok: UNESCO Asia and Pacific Regional Bureau for Education); Bovornsiri, V. (2003) "Thailand" pp. 271-285, in UNESCO (2003) Handbook on Diplomas, Degrees and Other Certificates in Higher Education in Asia and the Pacific (2<sup>nd</sup> edition), (Bangkok: UNESCO Asia and Pacific Regional Bureau for Education) p. 360 等が概要を説明している。
  - 2 この学士課程に関する設置基準は、1999年6月7日に公布された設置基準が改定されたものである。またこの設置基準は、学士課程だけでなく、看護学の3つの教育課程設置基準と統合し改定されている。
  - 3 この大学院教育に関する設置基準は、1999年7月7日に公布された設置基準が改定されたものである。またこの設置基準は、準学士課程設置基準(1990年6月1日公布)と統合し改定されている。